

■ 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

- 当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

◆手数料等諸費用について

- ・株券、出資証券、投資証券を当社の口座でお預かりする場合の口座管理料は頂戴いたしません。
- ・外国証券をお預かりする場合の口座管理料は頂戴いたしません。
- ・上記以外の有価証券や金銭のお預かりについても料金を頂戴いたしません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません。

- ・この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

■ 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

■ 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券総合取引の口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

■ この契約の終了事由

当社の証券総合取引約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです。)、この契約は解約されます。

- ▶ お客様から解約のお申し出があった場合
- ▶ 引続き1年以上の期間にわたり、お客様の口座に有価証券および預り金の残高がなく、当社が当該口座の解約を申し出た場合

当社の概要

商号等	CHEER 証券株式会社
本店所在地	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第3299号 〒104-0033 東京都中央区新川1-17-21
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	1億円(2022年12月23日現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2019年11月
連絡先	カスタマーセンター 03-6387-3355 にご連絡ください

※上記は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面であり、当該法令に規定された事項のみが記載されています。約款に記載されている『預かり証券の保管振替機構を通じた他社への預け替えに関する手数料』等は、法令の記載事項に該当しないため記載されておりませんので、ご注意ください。当該手数料等の詳細につきましては、当社ホームページ上で確認をお願いいたします。

以上